

昭和二十九年総理府令第六十一号

日本国内にある国際連合の軍隊により損害を受けた者に対する補償金並びに見舞金の支給等に関する省令
 日本国内における国際連合の軍隊の地位に関する協定を実施するため、日本国内にある国際連合の軍隊により損害を受けた者に対する補償金並びに見舞金の支給等に関する総理府令を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
 第二章 申請書の提出及び公務上外等の決定（第三条―第八条）
 第三章 補償金の支払（第九条―第十三条）
 第四章 国連軍協定第十八条第五項の慰し、や料の請求（第十四条―第十七条）
 第五章 見舞金の支給（第十八条―第二十条）
 第六章 異議の申出（第二十一条）
 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この省令は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定（以下「国連軍協定」という。）を実施する等のため、日本国内にある国際連合の軍隊又はその構成員若しくは被用者（以下「国連軍」という。）により損害を受けた者に対する補償金並びに見舞金の支給等に関し、その実施の手續を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この省令において、「公務執行中に加えた損害」とは、国連軍がその職務を行うについて違法に加えた損害又は国際連合の軍隊の占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理に瑕疵があつたために生じた損害をいう。

2 この省令において「補償金」とは、国際連合の軍隊に関する民事特別法の適用に関する法律（昭和二十九年法律第五十号）の規定に基づき、国が被害者に対し賠償する金額をいう。

3 この省令において「見舞金」とは、国連軍により損害を受けた者で、補償金又は国連軍協定第十八条第五項の規定によつて救済されない者に対し、国が救済を必要と認めて支給する金額をいう。

第二章

申請書の提出及び公務上外等の決定
 （被害の調査）

第三条 地方防衛局長は、管轄区域内における国連軍による被害の発生を知つたときは、遅滞なく警察署長、地方運輸局若しくは運輸監理部（運輸支局又は海事事務所を含む。）の長、海上保安官署の長又は消防長等（以下「警察署長等」という。）の協力を得て、被害の調査を行わなければならない。

（申請書の提出）

第四条 被害者又は関係人は、国連軍により損害を受けたときは、別記様式第一号による申請書を被害発生地を管轄する地方防衛局長に提出し、損害の補償を請求することができる。但し、特別の事由がある場合は、被害地を管轄する地方防衛局長あての申請書を、その住所を管轄する地方防衛局長に提出することができる。

2 前項但書の規定により申請書を受理した地方防衛局長は、これを被害発生地を管轄する地方防衛局長に送付しなければならない。

（被害発生状況調査の作成及び整備）

第五条 国連軍による被害発生地を管轄する地方防衛局長（以下「地方防衛局長」という。）は、前条の申請書を受理したときは、これを審査の上、すみやかに別記様式第二号による被害発生状況調査書を作成し、当該事件に係る警察署長等又は国連軍当局の発行した被害発生証明書その他参考となる資料を整備しなければならない。

第六条 地方防衛局長は、第四条第一項の規定による申請書及び前条の規定による被害発生状況調査書等に基づき、別記様式第三号（C―1）による申請書（英文）及び別記様式第四号（C―2）による被害発生報告書（英文）を作成し、申請書及び被害発生状況調査書とともに、これを防衛大臣に送付しなければならない。

（公務上外等の決定及び通知）

第七条 防衛大臣は、前条の規定により送付された申請書及び被害発生報告書等を受理したときは、これを審査し、必要があると認めるときは、その調査を行い、国連軍当局と協議の上、国連軍が公務執行中に加えた損害であるかどうか等の決定をなし、これを地方防衛局長に通知しなければならない。

第八条 防衛大臣は、国連軍が公務執行中に加えた損害であるかどうか等につき、国連軍当局と協議のため、国連軍協定第二十条の規定に基づく合同会議に事案を付託することができる。

第三章 補償金の支払

（補償金の査定）

第九条 地方防衛局長は、第五条の規定に基づく関係書類により審査の上補償額を査定しなければならない。この際必要があると認めるときは、現地調査を行うことができる。

第十条 地方防衛局長は、審査の結果、補償額の査定等につき、その処理が困難なものについては、防衛大臣に事案の内容を報告し、その指示を求めなければならない。

2 防衛大臣は、前項の報告があつたときは、これを審査し、必要があると認めるときは、現地調査を行い、審査の結果をすみやかに地方防衛局長に通知しなければならない。

(関係官公署等の意見の聴取)

第十一条 防衛大臣又は地方防衛局長が第七条、第九条及び前条の規定により国連軍が公務執行中に加えた損害であるかどうかの決定又は補償金額の査定をするに当り、必要があると認めるときは、関係官公署並びに被害者の勤務先等の意見を求めることができる。

(支払及びその報告)

第十二条 地方防衛局長は、第七条の規定による国連軍が公務執行中に加えた損害であるとの通知を受けたときは、補償金額を決定の上別記様式第五号による同意書を徴した上、遅滞なく補償金を受けるべき者に補償金を支払わなければならない。

2 地方防衛局長は、前項の支払を完了したときは、すみやかに補償金額及び別記様式第六号(C-3)による補償決定報告書(英文)等を、防衛大臣に送付しなければならない。

(国際連合の各派遣国当局への報告)

第十三条 防衛大臣は、前条第二項の補償決定報告書の送付を受けたときは、これを、国連軍協定第一条(c)に規定する派遣国(以下「派遣国」という。)が支払うべき分担額に対する弁償を要請する書類とともに定期的に派遣国当局に送付する手続をとらなければならない。

第四章 国連軍協定第十八条第五項の慰しや料の請求

(損害額の査定)

第十四条 地方防衛局長は、第七条の規定により国連軍が公務執行中に加えた損害でないとの通知を受けたときは、損害額を査定し、別記様式第七号(C-4)による公務外被害報告書(英文)を関係書類とともに防衛大臣に送付しなければならない。

(派遣国当局への報告)

第十五条 防衛大臣は、前条の報告書等を受けたときは、これを派遣国当局に交付する手続をとらなければならない。

(慰しや料の支払通知)

第十六条 防衛大臣は、別記様式第八号(C-5)による慰しや料支払報告書(英文)を派遣国当局から受理したときは、これを地方防衛局長に送付しなければならない。

第十七条 第十一条の規定は、第十四条の損害額の査定について準用する。

第五章 見舞金の支給

(見舞金の支給)

第十八条 国は、国連軍が他人に損害を加えた場合であつて、第三章に定める補償金又は第四章に定める慰しや料により救済されない直接の被害につき、国が救済を必要と認めた場合には、被害者に対し見舞金を支給することができる。

(見舞金支給の要否の決定)

第十九条 地方防衛局長は、前条の見舞金を支給する必要があると認めるときは、防衛大臣に事案の内容を報告しなければならない。

2 防衛大臣は、前項の報告があつたときは、これを審査し、必要があると認めるときは、現地調査を行い、見舞金支給の要否を決定し、これを地方防衛局長に通知しなければならない。

(見舞金額の決定・支給及び報告)

第二十条 地方防衛局長は、前条の通知に基き見舞金額を決定し、第十二条の規定に準じて、すみやかに見舞金を受けるべき者にこれを支払わなければならない。

2 地方防衛局長は、前項の支払を完了したときは、すみやかに支払を完了した旨の報告書を防衛大臣に送付しなければならない。

第六章 異議の申出

(異議の申出・判定書の送付)

第二十一条 補償金の支給に関し補償金額の決定について不服のある者は、左に掲げる事項を記載した異議申出書により地方防衛局長を通じ防衛大臣に対し、異議の申出をすることができる。

一 被害者の氏名、住所、年齢及び職業

二 補償申請金額及び決定金額

三 異議申出の理由

四 その他参考となるべき事項

2 防衛大臣は、前項の異議申出書を受理したときは、公正妥当な判定を行い、左に掲げる事項を記載した判定書により判定の結果を地方防衛局長を通じ異議申出人に通知しなければならない。

一 判定

二 異議申出の要旨

三 判定の要旨

附則 この府令は、公布の日から施行し、国連軍協定の最初の効力の発生の日(昭和二十九年六月十一日)から適用する。

附則 (昭和三年二月二七日総理府令第八五号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十七年九月二九日総理府令第五四号)

この府令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附則 (昭和三十七年一〇月二〇日総理府令第六〇号)

別記
様式第1号 (第4条関係)

※受理年月日: 令和 年 月 日 申 請 書 密 (都道府県) No. ()

防衛局長	1. 申請者 ふりがな: (被害者本人) (被害者の法定代理人) ふりがな: (被害者の代理) (被害者遺族代表) 氏 姓
2. 被害者 ふりがな: 職 業: 生年月日: 年 月 日生満 才男女 本 籍: 既往身体障害又は異状: 現 住 所:	
3. 被害申請状況 被害発生日時: 令和 年 月 日 前 後 時 分頃 被害発生場所: 申請理由 (損害についてすべての事実及び事情を簡明に)	
4. 申請額 療養補償 ¥ _____ 遺族補償及び葬祭料 ¥ _____ その他 ¥ _____ 障害補償 ¥ _____ 財 産 補 償 ¥ _____ 合 計 ¥ _____ 休業補償 ¥ _____	
5. 上ら受け申請取附らつたの取額うに 名 称 金 額 支給先 名 称 金 額 支給先 損 害 保 険 金 ¥ _____ () 国民健康保険法 ¥ _____ () 労 働 基 準 法 ¥ _____ () 船員保険法 ¥ _____ () 労働者災害補償保険法 ¥ _____ () そ の 他 ¥ _____ () 健 康 保 険 法 ¥ _____ () 合 計 ¥ _____ () (まだ受けていないが将来受ける見込みのものがあれば、その旨を記入のこと。)	
6. 証 人 (もしあれば記入) ふりがな: 住 所: ふりがな: 住 所: 氏 姓	
7. 遺族に記入の被害者の 氏名: 生年月日被害者との続柄 氏名: 生年月日被害者との続柄 氏名: 生年月日被害者との続柄 () () () () () () () () ()	
8. 備考 参考事項を記入のこと。	
9. 上記の申請金額は、上記の被害によって生じた損害に対するもののみであり、且つ、上記記載の事実は、すべて真実であること並びに直接被害者との間に示談が成立していないことを申し述べる。 令和 年 月 日 申請者氏名 印	

注: 1 裏面記載上の注意参照のこと。
2 不用の文字は抹消のこと。
3 要すれば追加用紙を使用のこと。
4 ※印の箇所は記入しないこと。

A 4

- この府令は、昭和三十七年十一月一日から施行する。
- 附 則 (昭和五十九年六月三〇日総理府令第四一号)
この府令は、昭和五十九年七月一日から施行する。
- 附 則 (平成元年六月一日総理府令第四〇号)
この府令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成六年四月一日総理府令第二〇号)
この府令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成二二年八月一四日総理府令第九二号) 抄
(施行期日)
- 第一条 この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
- 附 則 (平成一四年七月一日内閣府令第五四号)
この府令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成一九年一月四日内閣府令第二号)
この府令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十八号)の施行の日(平成十九年一月九日)から施行する。
- 附 則 (平成一九年八月二〇日防衛省令第九号)
この省令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律(平成十九年法律第八十号)の施行の日(平成十九年九月一日)から施行する。
- 附 則 (令和元年五月二二日防衛省令第二号)
(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この省令による改正後の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。
- 様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第5条関係)

被害発生状況調査書

都道府県No. ()
 [申請書受理 令和 年 月 日]

申請者	氏名： 現住所： 本籍：	生年月日： 年 月 日生満才男女 職業： 被害者との続柄：		
被害者	氏名： 現住所： 本籍：	生年月日： 年 月 日生満才男女 職業：		
国当連事軍側者	所属部隊名： 氏名： 官職・階級：	<u>Claims Officer</u> 所属部隊名： 氏名： 官職・階級：		
合同調査	実施年月日： 年 月 日 日本側立会者： 氏名 所属 軍側立会者： 氏名 所属		特記事項	
被害概況	被害発生年月日： 年 月 日 前 時 分 後 被害発生場所： 都道府県 市区郡 町村 大字 番地 被害発生状況： 損害の種類及其の程度： 人身傷害 死亡 財産損害			
過認失の定	加害者： 被害者：		特記事項	
参考事項				
目又は撃証者人	氏名： 住所： 氏名： 住所： 氏名： 住所：		特記事項	
国適用軍協関定第係十事八条項	a { 国連軍側当事者は、派遣国軍隊の構成員又は文民たる政府職員であつたか。 国連軍側当事者は、派遣国軍隊の被用者であつたか。 日本側当事者は、日本国の文民たる政府職員であつたか。 b { 被害者は、派遣国軍隊の構成員若しくは文民たる政府職員又は被用者であつたか。 被害者は、日本国の文民たる政府職員であつたか。 c 国連軍側当事者は、被害発生時においてその公務執行中であつたか。 d 被害者は、被害発生時においてその公務執行中であつたか。 e { 減失・き損した財産は、派遣国軍隊の財産であつたか。 減失・き損した財産は、日本国の国有財産であつたか。 f { 被害は、派遣国軍隊の戦闘行為により生じたものであつたか。 被害は、派遣国軍隊の非戦闘行為により生じたものであつたか。		然否 然否 然否 然否 然否 然否 然否 然否 然否 然否	C項 認定理由
	令和 年 月 日作成	調査員	所属部課名 氏名	㊟

様式第3号(第6条関係)
(Inclosure C-1)

申 請 書
(CLAIM FOR DAMAGES, INJURY OR DEATH)

File Docket or Local Office No.

1. Name of Claimant :	5. Amount of Claim
	Medical Treatment ¥
2. Address of Claimant :	Inability to Work ¥
	Physical Handicap ¥
3. Place of Accident :	Funeral Rites and ¥
	Bereaved Family
4. Date of Accident :	Property Damage ¥
	Other Damage ¥
	Total ¥

6. Description of accident-State in detail all known facts and Cicumstances attending the damage, injury or death, identifying Persons and Property involved and the cause thereof.

7. Property Damage

Name of owner, if other than Claimant. Address of owner, if other than claimant.

Briefly describe Kind and Location of Property and nature and extent of damage. (See Instructions)

8. Personal Injury

State nature and extent of injury which forms the basis of this claim.

9. Death

State basis for claim and calculations upon which damages claimed are based.

 10. Witnesses

Names	Addresses
Agency (if known) Causing injury, death or damages	

11. I declare, that the amount of this claims covers only damages and injuries caused by the accident above described, and foregoing statement is true and correct in every particular.

a. Relationship of Claimant to Victim :	Signature of claimant- Japanese Characters
---	---

b. Citation of Law for Proper Claimant :	Signature of claimant- Translated (Name should be exactly as it appears in Item 1.)
--	---

If claim is presented by other than the person injured or damaged, state relationship and authority for Presentation.

12. Date of Claim	Person to whom Presented :
-------------------	----------------------------

Date of Presentation :	Name and Address of Office at which Presented :
------------------------	--

 13. Certificate

Certified true translation by :

Director General, Defense Administration Bureau
Date :

Remarks

様式第4号(第6条関係)
(Inclosure C-2)

被害発生報告書
(DETERMINATION OF APPLICABILITY OF ARTICLE
XVIII UNITED NATIONS FORCES AGREEMENT)

-
1. Claimant's Name : _____ 2. File Docket or Local Office No. : _____
-
3. Claimant's Address : _____
-
4. Accident-Date : _____ Place : _____
-
5. a. Was the other party a member or employee of the _____ armed forces
(United Nations Forces or Japanese)
or civilian governmental employee thereof? Yes _____ No _____
- b. Was the claimant-victim member of employee of the _____ armed
(United Nations Forces or Japanese)
forces or civilian governmental employee thereof? Yes _____ No _____
- c. Was the other party at the time of accident, acting in the performance of his official duties?
Yes _____ No _____
- d. Was the claimant at the time of the accident, acting in the performance of his official duties?
Yes _____ No _____
- e. Was the property which was lost, damaged or destroyed _____
(United Nations Forces or Japanese)
Government property? Yes _____ No _____
- f. Did the damages arise from combat or noncombat activities?

(Combat-Noncombat)
-

Name : _____ Name : _____
Official Capacity : _____ Official Capacity : _____

Name : _____
Official Capacity : _____

For Japan

For the United Nations Forces

様式第5号(第12条関係)

(都道府県) No. ()

同意書

一金 円也 ¥

ただし、補償額内訳

療養補償額 ¥ _____	休業補償額 ¥ _____
障害補償額 ¥ _____	遺族補償額 ¥ _____
葬祭料 ¥ _____	財産補償額 ¥ _____

令和 年 月 日付け申請に係る国連軍協定第18条関係の被害に対する 補償金
については、頭書の金額に異議なく、この金額受領の上は、今後いかなる名義でも請求いたしません。

令和 年 月 日

防衛局長 殿

受領権者

住所

氏名

印

様式第6号(第12条関係)
(Inclosure C-3)

補償決定報告書
(STATEMENT OF CLAIMS APPROVED OR
DISAPPROVED BY JAPAN)

1. Claimant : _____ 2. File Docket or Local Office No. _____

3. Claimant's Address : _____

4. Accident-Date : _____

5. Findings : _____

6. Amount of Award : _____

7. Authority Making Award : _____

8. Is copy of release attached ?

Yes _____ No _____

Certified for Payment in

Amount ¥ _____

Name :

Official Capacity :

For Japan

様式第7号 (第14条関係)
(Inclosure C-4)

公務外被害報告書
(REPORT ON CLAIMS ARISING OUTSIDE
SCOPE OF OFFICIAL DUTY)

1. Claimant : _____ 2. File Docket or Local Office No. : _____

3. Claimant's Address : _____

4. Accident-Date : _____ Place : _____

5. Has claimant filed an action on this claim in any Japanese Court ?

Yes _____ No _____

6. Finding of Fact : _____

7. Citation to and Discussion of Japanese law as applied to Claim :

8. Recommended Award

9. Full Statement of Item

included in Amounts shown in S :

Personal Injury	¥ _____
Death	¥ _____
Property Damage	¥ _____
Miscellaneous Expenses	¥ _____
Other Damages	¥ _____
Total	¥ _____

10. Required Inclosures :

- Claim in triplicate.
- Completed Inclosure No. C-2.
- Statements of all witnesses.
- Proof of claimant's damages as shown by bills, invoices, estimates or other competent evidences.
- Doctor's Statements showing diagnosis or extent of injuries.
- Any other evidence pertinent to the claim.

Name :

Official Capacity :

For Japan

様式第8号(第16条関係)
(Inclosure C-5)

慰しや料支払報告書
(REPORT TO JAPAN OF OFFER AND
ACCEPTANCE OF EX-GRATIA PAYMENT)

1. Claimant :

2. File Docket or Local Office No. :

3. Claimant's Address :

4. Accident Date :

Place :

5. An offer of ex-gratia payment in the amount of ¥ _____ was made to the above named claimant and accepted by him on _____ in full satisfaction and final settlement of his damages, arising out of an accident or incident involving personnel of the _____ Armed Forces on _____.

Name :

Official Capacity :

For